

令和元年1月25日

令和元年度第9回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和元年12月25（水）午前9時30分
場所 美浦村中央公民館2階会議室

日 程

1. 開会

2. 付議事項

議案第1号 美浦村放課後児童クラブ実施規則の一部を改正する規則

3. 報告事項

報告第1号 二学期制に向けての村内小中学校の準備状況

4. その他

5. 閉会

議案第1号

美浦村放課後児童クラブ実施規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年12月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村放課後児童クラブ実施規則の一部を改正する規則

美浦村放課後児童クラブ実施規則（平成18年美浦村規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第11号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美浦村放課後児童クラブ入会申請書

美浦村長 殿

年 月 日

フリガナ				男・女	児童クラブ名		
児童氏名							
生年月日	年 月 日 生 (歳)			学校名	美浦村立	小学校	年組
現住所	美浦村大字			電話番号			
同居家族氏名	続柄	年齢	勤務先名称・学校名(在学年)	勤務先電話番号	勤務時間	勤務曜日	
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
お迎え 予定時間	月	火	水	木	金	備考	
入会の理由							
健康状態	病名・アレルギー等		心身障害	<input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関			傷害保険(任意) 加入する・加入しない
手帳等の交付有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (手帳の種類) 診断名等						
緊急連絡先 (必ず誰かと連絡が取れるように連絡先を優先順に記入して下さい)	1.	2.	3.	4.			

上記のとおり、児童クラブへの入会を申請します。

児童クラブの入会審査や児童の健康状態等の確認のため、必要事項について関係機関に照会することに同意します。【はい・いいえ】

フリガナ

保護者氏名

印

※ 取得した情報については、入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

美浦村放課後児童クラブ臨時利用申請書

児童館長 殿

年 月 日

フリガナ				男・女	児童クラブ名		
児童氏名							
生年月日	年 月 日 生 (歳)			学校名	美浦村立	小学校	年組
現住所	美浦村大字			電話番号			
同居家族氏名	続柄	年齢	勤務先名称・学校名(在学年)	勤務先電話番号	勤務時間	勤務曜日	
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
利用日				利用時間			
利用の理由 (不在であることの理由)							
健康状態	病名・アレルギー等		心身障害	<input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談又は治療機関			
手帳等の交付有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (手帳の種類) 診断名等						
緊急連絡先 (必ず誰かと連絡が取れるように連絡先を優先順に記入して下さい)	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____						
その他特記事項							

上記のとおり、児童クラブの臨時利用を申請します。

児童クラブ臨時利用の審査や児童の健康状態等の確認のため、
必要事項について関係機関に照会することに同意します。【はい・いいえ】

フリガナ
保護者氏名

印

※ 取得した情報については、入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

美浦村放課後児童クラブ実施規則新旧対照表

現行	改正後（案）																																								
<p>様式第1号（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">児童について</td> <td style="width: 20%;">良いところ</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">直したいところ</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>その他の特記事項 <u>(アレルギー・健康状態等について)</u></td> <td colspan="4">食物アレルギーの有無（有・無） その他のアレルギーの有無（有・無）※有の場合は具体的に 加入する・加入しない</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	(略)					児童について	良いところ		直したいところ		その他の特記事項 <u>(アレルギー・健康状態等について)</u>	食物アレルギーの有無（有・無） その他のアレルギーの有無（有・無）※有の場合は具体的に 加入する・加入しない				(略)					<p>様式第1号（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">健康状態</td> <td style="width: 20%;">病名・アレルギー等</td> <td style="width: 10%;">心身障害</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関</td> <td style="width: 20%;">傷害保険（任意） 加入する・加入しない</td> </tr> <tr> <td>手帳の交付有無</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（手帳の種類） 診断名等</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	(略)					健康状態	病名・アレルギー等	心身障害	<input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関	傷害保険（任意） 加入する・加入しない	手帳の交付有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（手帳の種類） 診断名等				(略)				
(略)																																									
児童について	良いところ		直したいところ																																						
その他の特記事項 <u>(アレルギー・健康状態等について)</u>	食物アレルギーの有無（有・無） その他のアレルギーの有無（有・無）※有の場合は具体的に 加入する・加入しない																																								
(略)																																									
(略)																																									
健康状態	病名・アレルギー等	心身障害	<input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関	傷害保険（任意） 加入する・加入しない																																					
手帳の交付有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（手帳の種類） 診断名等																																								
(略)																																									
<p>様式第11号（第13条第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の特記事項 <u>(アレルギー・健康状態等について)</u></td> <td colspan="4">食物アレルギーの有無（有・無） その他のアレルギーの有無（有・無）※有の場合は具体的に 加入する・加入しない</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	(略)					その他の特記事項 <u>(アレルギー・健康状態等について)</u>	食物アレルギーの有無（有・無） その他のアレルギーの有無（有・無）※有の場合は具体的に 加入する・加入しない				(略)					<p>様式第11号（第13条第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">健康状態</td> <td style="width: 20%;">病名・アレルギー等</td> <td style="width: 10%;">心身障害</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>手帳の交付有無</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（手帳の種類） 診断名等</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	(略)					健康状態	病名・アレルギー等	心身障害	<input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関		手帳の交付有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（手帳の種類） 診断名等				(略)									
(略)																																									
その他の特記事項 <u>(アレルギー・健康状態等について)</u>	食物アレルギーの有無（有・無） その他のアレルギーの有無（有・無）※有の場合は具体的に 加入する・加入しない																																								
(略)																																									
(略)																																									
健康状態	病名・アレルギー等	心身障害	<input type="checkbox"/> 有 障害名 <input type="checkbox"/> 無 相談または治療機関																																						
手帳の交付有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（手帳の種類） 診断名等																																								
(略)																																									

○美浦村放課後児童クラブ実施規則

平成18年2月13日

規則第8号

改正 平成20年3月28日規則第15号

平成22年8月23日規則第13号

平成25年3月21日規則第10号

平成26年1月29日規則第1号

平成27年3月31日規則第4号

平成28年3月22日規則第4号

平成28年3月23日教委規則第9号

平成31年3月26日教委規則第2号

美浦村児童クラブ事業実施規則(平成14年美浦村規則第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村放課後児童健全育成事業実施条例(平成18年美浦村条例第15号)。

以下「条例」という。)の規定に基づき設置する美浦村放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(実施時間)

第2条 クラブの実施時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通常の場合は放課後から午後6時45分までとする。
- (2) 春・夏・冬休み等の学校休校日においては午前7時30分から午後6時45分までとする。

2 村長が特に必要と認めたときは、前項に規定する実施時間を臨時に定めることができる。

(休会日)

第3条 クラブの休会日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(ただし、村長が必要と認める場合はこの限りでない。)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日及び8月13日から8月15日までの日(前各号に掲げる日を除く。)

2 村長が特別の事由があると認めるときは、前項に規定する休会日のほか臨時に休会日を設けることができる。

(定員)

第4条 クラブの定員は、原則として1クラブにつき10人以上とする。

(入会の申込)

第5条 クラブに入会を希望する児童の保護者は、あらかじめ美浦村放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項における必要な書類とは、条例第4条に規定する対象児童の保護者が、放課後家庭において健全な育成をすることができないことの証明書であり、次の各号のいずれかとする。

- (1) 就労証明書(様式第2号)
- (2) 採用証明書(様式第3号)
- (3) 自営業内容申告書(様式第4号)
- (4) 農業証明書(様式第5号)
- (5) 申立書(様式第6号)

(入会の決定等)

第6条 村長は、前条の規定による申込みがあったときは、入会の可否について審査し、美浦村放課後児童クラブ入会許可書(様式第7号)又は美浦村放課後児童クラブ入会不許可通知書(様式第8号)により、保護者に通知するものとする。

(入会の期間)

第7条 入会の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、途中入会のときは、入会許可日から翌年の3月31日までとする。

(入会の取消し)

第8条 村長は、児童又は当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、入会を取消すことができる。

- (1) 条例第4条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請により入会したとき。
- (3) 児童の行動面、健康面で不適当と認められたとき。
- (4) その他、クラブにおける集団生活が不適当と認められたとき。

2 村長は、前項の規定により入会取消しの決定をしたときは、美浦村放課後児童クラブ入会取消通知書(様式第9号)により保護者に通知しなければならない。

(退会の手続き)

第9条 クラブを退会する児童の保護者は、美浦村放課後児童クラブ退会届(様式第10号)を、村長に提出するものとする。

(放課後児童支援員の配置)

第10条 村長又は指定管理者は、クラブの実施に当たり遊びを主として放課後児童の健全育

成をはかる放課後児童支援員(以下「児童支援員」という。)を各クラブに2人以上配置しなければならない。ただし、その1人を除き、補助員(支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。

(児童支援員の要件)

第11条 児童支援員の選任に当たっては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条に規定する要件を満たす者でなければならない。

(送迎措置)

第12条 村長又は指定管理者は、小学校区外に位置するクラブに在籍する児童が、放課後に当該クラブ以外のクラブを利用するときは、送迎措置を講ずるものとする。

(クラブの臨時利用)

第13条 クラブに入会をしていない児童が、保護者の事情等により、臨時的に条例第4条に規定する対象の条件を満たすときは、その一定期間のみクラブを利用することができる。

- 2 当該児童の保護者は、事前に美浦村放課後児童クラブ臨時利用申請書(様式第11号)を提出し、館長の許可を得なければならない。
- 3 館長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めたときは、美浦村放課後児童クラブ臨時利用許可書(様式第12号)を当該申請者に交付するものとする。
- 4 当該児童の保護者は、別に定める利用料金を村長又は指定管理者に納付しなければならない。

(館長への事務委任)

第14条 村長は次の各号の事務について、館長に委任することができる。

- (1) 条例第5条の規定による利用の制限に関すること。
- (2) 第5条に規定する入会申請の受理等に関すること。
- (3) 第9条に規定する退会届の受理に関すること。
- (4) 第12条に規定する送迎措置に関すること。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第13号)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年度入会申請者については平成26年2月1日から適用する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の美浦村情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の美浦村個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の美浦村財務規則、第5条の規定による改正前の美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の美浦村国民健康保険税条例施行規則、第7条の規定による改正前の美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担等徵収規則、第8条の規定による改正前の美浦村家庭的保育事業等の認可等に関する規則、第9条の規定による改正前の美浦村保育の実施等に関する規則、第10条の規定による改正前の美浦村放課後児童クラブ実施規則、第11条の規定による改正前の美浦村児童手当事務取扱規則、第12条の規定による改正前の美浦村児童福祉法施行規則、第13条の規定による改正前の美浦村老人福祉法施行細則、第14条の規定による改正前の美浦村障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第15条の規定による改正前の美浦村指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第16条の規定による改正前の美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前の美浦村国民健康保険条例施行規則、第18条の規定による改正前の美浦村介護保険条例施行規則、第19条の規定による改正前の美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の美浦村老

人医療事務取扱細則、第21条の規定による改正前の美浦村企業誘致条例施行規則、第22条の規定による改正前の美浦村定住促進条例施行規則及び第23条の規定による改正前の美浦村下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の第11条の規定による改正前の美浦村放課後児童クラブ実施規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成31年教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条第1項関係)

美浦村放課後児童クラブ入会申請書

美浦村長 殿

平成 年 月 日

フリガナ			男・女	児童クラブ名		
児童氏名						
生年月日	平成 年 月 日		生(歳)	学校名	美浦村立	小学校 年組
現住所	美浦村大字			電話番号		
同居家族氏名	続柄	年齢	勤務先名称・学校名(在学年)	勤務先電話番号	勤務時間	勤務曜日
					~	
					~	
					~	
					~	
					~	
お迎え 予定時間	月	火	水	木	金	備考
入会の理由						
児童について	良いところ	直したいところ				
その他の特記事項 (アレルギー・健康状態等について)	食物アレルギーの有無(有・無) その他のアレルギーの有無(有・無) ※有の場合は具体的に					傷害保険(任意) 加入する・加入しない
緊急連絡先 (必ず誰かと連絡が取れるように連絡先を優先順に記入して下さい)	1.	2.	3.	4.		

上記のとおり、児童クラブへの入会を申請します。

児童クラブの入会審査や児童の健康状態等の確認のため、

必要事項について関係機関に照会することに同意します。【はい・いいえ】

フリガナ

保護者氏名

㊞

※取得した情報については、入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

様式第2号(第5条第2項関係)

就 労 証 明 書

就 労 者 氏 名					
勤 務 先 住 所					
勤 務 先 電 話 番 号			職 種		
就 労 曜 日 及 勤 労 時 間 (就労曜日に○をつけ て下さい)	月	時 分～	時 分まで	1日	時間
	火	時 分～	時 分まで	1日	時間
	水	時 分～	時 分まで	1日	時間
	木	時 分～	時 分まで	1日	時間
	金	時 分～	時 分まで	1日	時間
	土	時 分～	時 分まで	1日	時間
	日	時 分～	時 分まで	1日	時間
	備 考(交替勤務・変則勤務等の場合はその内容を詳細に)				
就 労 年 月 日	年 月 日				

上記のとおり雇用していることを証明致します。

年 月 日

証 明 者

事業所所在地

事 業 所 名

事 業 主 名

印

電 話 番 号

美浦村長 殿

(事業所の方へ)

この証明書は、放課後児童クラブの入会申し込みに必要な書類ですので、事業所の方
が記載し、事業所代表者の印を押印して下さるようお願いします。

様式第3号(第5条第2項関係)

採用証明書

採用者氏名					
勤務先住所					
勤務先電話番号			職種		
就労曜日 及び勤労時間 (就労曜日に○をつけて下さい)	月	時 分～	時 分まで	1日	時間
	火	時 分～	時 分まで	1日	時間
	水	時 分～	時 分まで	1日	時間
	木	時 分～	時 分まで	1日	時間
	金	時 分～	時 分まで	1日	時間
	土	時 分～	時 分まで	1日	時間
	日	時 分～	時 分まで	1日	時間
	備考(交替勤務・変則勤務等の場合はその内容を詳細に)				
就労予定年月日	年 月 日				

上記の者を当事業所に採用することを証明致します。

年 月 日

証明者

事業所所在地

事業所名

事業主名

印

電話番号

美浦村長 殿

(事業所の方へ)

この証明書は、放課後児童クラブの入会申し込みに必要な書類ですので、事業所の方が記載し、事業所代表者の印を押印して下さるようお願いします。

様式第4号(第5条第2項関係)

自 営 業 内 容 申 告 書

事 業 所 名							
業 種							
事 業 開 始 年 月 日		年 月 日					
勤 務 時 間		時 分から		時 分まで			
休 業 日 (○をつけてください)		月	火	水	木	金	土 日
就 労 家 族 氏 名	続柄	勤 務 時 間	勤 務 曜 日	仕 事 の 内 容			

※ 勤務時間・勤務曜日・仕事の内容を詳しく記入して下さい。

年 月 日

申 告 者
事業所所在地
事 業 所 名
事 業 主 名
電 話 番 号

印

美浦村長 殿

様式第5号(第5条第2項関係)

農業證明書

就 労 者 者	住 所	美浦村			
	氏 名				
		經營面積	田 a	畠 a	計 a
作物名(複数の場合は全て記入)	仕事時間			就労曜日	仕事の日数
4月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
5月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
6月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
7月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
8月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
9月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
10月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
11月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
12月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
1月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
2月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間
3月	時～ 時まで1日平均 時間			月火水木金土日	1ヶ月 日間

※ 経営面積を記入して下さい。

※ 作物名・仕事時間・仕事の日数を詳しく記入して下さい。就労曜日は○で囲んで下さい。

上記の者は、農業に従事していることを証明致します。

年 月 日

民生委員氏名

印

美浦村長 殿

様式第6号(第5条第2項関係)

申 立 書

住 所	美浦村
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登録を希望する理由	

上記の理由により申告致します。

年 月 日

世帯主氏名 印

美浦村長 殿

様式第7号(第6条関係)

第 号

美浦村放課後児童クラブ入会許可書

年 月 日

殿

美浦村長



月 日付で申請のあった美浦村児童クラブへの入会について次のとおり許可します。

入会する児童の氏名			
入会する児童クラブの名称及び所在地			
入会期間	年 月 日から	年 月 日	

備 考

- 1 入会申請書の記載事項に変更が生じたときには、速やかにその旨を届け出て下さい。
- 2 入会基準に該当しなくなったときには、入会の許可を取消します。

様式第8号(第6条関係)

第 号

美浦村放課後児童クラブ入会不許可通知書

年 月 日

殿

美浦村長



月 日付で申請のあった美浦村児童クラブへの入会については、下記の理由により入会できませんので通知します。

児童の氏名	
児童クラブの名称 及び所在地	
不許可決定日	年 月 日付
不許可の理由	

備考 本決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浦村長に対して審査請求をすることができます。

様式第9号(第8条第2項関係)

第 号

美浦村放課後児童クラブ入会取消通知書

年 月 日

殿

美浦村長



美浦村児童クラブの入会取消を下記のとおり決定したので通知します。

児童の氏名	
児童クラブの名称 及び所在地	
入会取消日	年 月 日付
取消の理由	

備考 本決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美浦村長に対して審査請求することができます。

様式第10号(第9条関係)

美浦村放課後児童クラブ退会届		
年　月　日		
美浦村長　　殿		
保護者　住　所　美浦村 氏　名　　㊞		
美浦村放課後児童クラブを下記により退会するので届けます。		
退会する児童の氏名		
退会する児童クラブの名称及び所在地		
退　　会　　日	年　　月　　日付	
退　　会　　理　　由		

館　長	受　付	処理年月日
		年　　月　　日

様式第11号(第13条第2項関係)

美浦村放課後児童クラブ臨時利用申請書

児童館長 殿

平成 年 月 日

フリガナ			男・女	児童クラブ名		
児童氏名						
生年月日	平成 年 月 日 生 (歳)		学校名	美浦村立	小学校	年組
現住所	美浦村大字		電話番号			
同居家族氏名	続柄	年齢	勤務先名称・学校名(在学年)	勤務先電話番号	勤務時間	勤務曜日
					~	
					~	
					~	
					~	
					~	
利 用 日			利 用 時 間			
利 用 の 理 由 (不在であることの理由)						
その他の特記事項 (アレルギー・健康状態等について)	食物アレルギーの有無(有・無) その他のアレルギーの有無(有・無) 嵩有の場合は具体的に					
緊急連絡先 (必ず誰かに連絡が取れるように連絡先を優先順に記入して下さい)	1.	2.	3.	4.		
その他特記事項						

上記のとおり、児童クラブの臨時利用を申請します。

児童クラブ臨時利用の審査や児童の健康状態等の確認のため、

必要事項について関係機関に照会することに同意します。【はい・いいえ】

フリガナ

保護者氏名

㊞

*※ 以上記した情報については、入会審査や児童クラブでの活動に必要な範囲以外には利用いたしません。

様式第12号(第13条第3項関係)

第 号

美浦村放課後児童クラブ臨時利用許可書

年 月 日

殿

児童館長



月 日付で申請のあった美浦村放課後児童クラブの臨時利用について、次のとおり許可します。

臨時利用する児童の氏名									
臨時利用する児童クラブの名称									
利 用 日	自 至	年	月	日	()から	年	月	日	()まで
利 用 時 間		時	分	から	時	分			
許 可 の 条 件									

様式第1号(第5条第1項関係)

様式第2号(第5条第2項関係)

様式第3号(第5条第2項関係)

様式第4号(第5条第2項関係)

様式第5号(第5条第2項関係)

様式第6号(第5条第2項関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第6条関係)

様式第9号(第8条第2項関係)

様式第10号(第9条関係)

様式第11号(第13条第2項関係)

様式第12号(第13条第3項関係)

報告第1号

二学期制に向けての村内小中学校の準備状況

上記について別紙のとおり報告する。

令和元年12月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

2019.12.25 定例教育委員会資料

2 学期制実施に向けた構想・準備状況

学校名 美浦村立木原小学校

1 行事について

○新規、廃止

- ・従来の長期休業日直前の終業式がなくなるので、表彰集会を長期休業日前に実施し、その中で休業日の過ごし方などについて全体指導を行う。
- ・前期終業式は実施するが、後期始業式については実施しない予定。

○実施時期、内容等についての変更・改善

- ・6月末に実施していた修学旅行の期日を、7月上旬等に変更する。(令和3年度から)
- ・従来の授業参観、学級懇談は、2学期制の下でもほぼ同時期に実施するが、適宜期日を見直す。
- ・従来、学期に1回ずつ行っていた自由参観日を、3回から2回に減らす。
- ・校外学習、体験学習の時期について、7月、12月に実施できるものは移行する。
- ・事務処理のための短縮日課を、10月、3月に3日ずつ実施する。

2 年間指導計画について

- ・夏季休業日、冬季休業日前が学期末とはならなくなるので、学期のまとめがなくなる分、余裕をもって授業を進められるように指導計画を改善していく。ただし、単元末の評価は必要なので、適宜単元末テストは実施していく。
- ・9月が前期のまとめの時期になるので、そのことを子どもたちにも意識させ、夏季休業中の課題は復習に重点を置くなど工夫していく。また、休み明けに復習テストを実施するなど、夏季休業中の学習の意欲付けを図っていく。

3 夏季休業中の保護者面談について

- ・単元末テスト等の結果を活用し、これまでと同様に保護者との面談を実施する。客観的なデータをもとに学習面を中心とした話し合いをもち、保護者との共通理解のもと、子どもの指導にあたれるようにする。
- ・3学期制と2学期制の違いの中で、9月が前期のまとめの時期であること、また夏季休業日が復習の時期として重要であることを伝える。読書カードや家庭学習の提出状況などを示し、夏季休業中の課題に自主的に取り組めるよう、保護者に協力を依頼する。

2 学期制実施に向けた構想・準備状況

学校名 美浦村立安中小学校

1 行事について

○新規、廃止、

- ・学期の境目は短いので、前期の終わりに節目の集会を行い、そこで終業式と始業式を兼ねるような内容とし、行事の削減・簡略化を図る。
- ・夏季休業日に入る前日及び休業日終了の翌日（9月1日）には、児童生徒への気持ちの切り替えは必要と思われるため、それぞれ全校集会を実施したいと考えている。
(冬季休業についても同様とする。)

○実施時期、内容等についての変更・改善

- ・運動会と通知表の時期が重なるため、運動会の時期の見直しが必要。
(今のところ、検討中)
※夏休み中に書いておけるが、運動会での頑張りは記述できない・・・。
- ・7月、12月に校外学習を入れができるようになる。
(具体的には？・・・検討中)
- ・P T Aは現状の3回（変更なしで考えている。）
- ・学校評議員会も同様。

2 年間指導計画について

- ・今まで、9月に入り、運動会の練習等で学習に集中できない傾向があった。しかし、7月中旬に9月分の授業内容を前倒しして進めることができる環境になった。そのため、夏季休業前に前期の学習内容を概ね消化する計画を立て、夏季休業に入る前に夏季休業を利用してまとめが充実できるよう指導を行うことで、学習内容の定着ができると考えている。夏休み明けは、十分に復習を行った後の評価ができ、今以上に信頼性の高い評価ができるようになると思われる。

3 夏季休業中の保護者面談について

- ・夏季休業の期間は変わらず、また、長期休業を苦手な教科への取り組みの絶好の期間と考えると、やはり今まで同様の期間で実施することがよいのではないか。
- ・学習した内容の習得状況を中心に伝達する。特に、つまずいているところを具体的に伝え、夏季休業を利用して改善できるような伝達を心がける。
- ・つまずきを各教科箇条書きで簡単にまとめたものを作成したり、定期テスト（単元のまとめ）等をファイリングしたものを利用して面談の資料にしたりすることで、できるだけ資料準備に負担とならないような工夫をしながら実施したい。

2 学期制実施に向けた構想・準備状況

学校名 美浦村立大谷小学校

1 行事について

○新規、廃止

- ・前期終業式と後期始業式を組み合わせた行事(通知表を渡す区切りとして)を実施する。
- ・長期休業日前後の集会を実施する。
- ・1学期終業式と2学期始業式を廃止する。

○実施時期、内容等についての変更・改善

- ・家庭訪問は、家庭確認の内容で継続し、4月に実施する。
- ・P T A授業参観は、従来通り実施する。

2 年間指導計画について

- ・従来は、担任が学期末処理に追われ、7月と12月については、テスト中心になりがちであったが、年間指導計画の7月や12月にある単元にじっくり取り組んだり、9月や1月の単元を繰り上げて行ったりするなど、担任が学習指導に向き合うことができるようとする予定である。9月や1月には、運動会や学力診断のためのテストなどが実施されるため、児童にとっても余裕をもった有効な学習支援ができると思われる。
- ・夏休みや冬休みの前に学習指導の充実を図り、児童はその状態で長期の休みを迎えることで、休み中も自力で復習がしっかりとできることにつながる。

3 夏季休業中の保護者面談について

- ・二者面談はそのまま継続し、夏休み開始の時期に行う。
- ・学習状況の伝達については、学校全体で統一した書式をもって、単元テストの結果や学習成果を示しながら、伸長点や課題について伝える。
- ・夏休みの家庭学習重点事項の伝達については、全学年統一して行う。方法については検討中である。

2 学期制実施に向けた構想・準備状況

学校名 美浦村立美浦中学校

1 行事について

○新規、廃止

- ・夏季休業前後 7/21(火)休み前集会 9/1(火)休み明け集会
(1学期終業式、2学期始業式に同じ)
- ・前後期の切り替え時期 10/9(金)前期終業式 10/12(月)後期始業式
- ・冬季休業前後 12/24(木)休み前集会 1/8(金)休み明け集会
(2学期終業式、3学期始業式に同じ)

○P T Aの授業参観等について

- ・P T A総会 4/11(土) ・学校公開日 7/8(水) 12/4(金) ・学年末P T A 2/12(金)

※「期末P T A」を「学校公開日」に名称を変更し、学年・学級懇談会の実施については変更なし。

2 年間指導計画について

- ・各教科・領域の年間指導計画の見直しについては、令和3年度の新学習指導要領の完全実施に向けて、美浦中生の実態を踏まえ、新たな学力観や評価規準に則った見直しを自校化するための取組を、再来年度の完全実施に向けて校内研修で取り組む。
- ・従来の計画が学期単位ではなく、月単位となっているため2学期制となっても、大きく変更はしない。
- ・長期休業前においては、授業の重点が評価に偏りがちの傾向が見られたが、評価の時期が移動することで、普段どおりの授業に取り組みやすくなるといえる。
- ・生徒に対する個別の指導や学習内容の深化・補充に放課後の時間等を当てることができるようによいたい。

3 夏季休業中の保護者面談について

- ・「テスト個票」(定期・実力)と生徒の「振り返りシート(生徒に書かせた『4～7月の反省』と『夏休みの計画』をイメージしている)」を活用する。
- ・面談では、4月から7月の学習状況を伝達するとともに、夏季休業中および夏季休業後について、生徒自身や保護者に達成度や課題点、今後の志向をよく理解させ安心感を与えるようなものにする。

4 受験に向けての準備について

(1) 定期テストの実施について

- 前期中間テスト 6/26(金)
- 前期期末テスト 9/18(金)
- 後期中間テスト 12/15(火)
- 学年末テスト 3年: 2/2(火) 1・2年: 2/24(水)

※定期テストは、5回から4回に1回減となる。

(2) 実力テストの実施について

- 全国学力・学習状況調査 4/16(木)第3学年
- 県学力診断のためのテスト 第3学年: 11月実施 第1・2学年: 1月実施
- 実力テスト 第3学年 7回: 4, 7, 9, 10, 11, 12, 1, 2月
第1・2学年 3回: 4, 7, 11月

※実力テストの回数に変更なし。

(3) 三者面談に用いる資料について

テスト個票(定期・実力)、学力診断テスト結果